

送り付け商法とは？



注文や契約をしていないのに、金銭を得ようとして一方的に、食料品や衣料品、健康食品などの商品を送り付け、代引きなどで金銭を得ようとする手口です。

令和3年7月6日以降、以下の対処方法でトラブルを撃退！！

重要
POLICE

1 商品は直ちに処分可能！

→ 注文や契約していないのに、金銭を得るため一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能

2 業者から代金請求されても支払不要！

→ 一方的に送り付けられた契約は成立していないため、支払う必要なし

3 誤って代金を支払ったら、すぐ相談！

→ 誤解して代金を支払っても代金返還請求可能
困ったら消費者ホットライン『188』に相談

